

筑西市訓令第1号

筑西市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成29年1月25日

筑西市長 須藤 茂

筑西市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市の職員（以下「職員」という。）が障害を理由とする差別の解消の推進に関し適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 社会的障壁 障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本方針)

第3条 この要領の基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）の定めるところによる。

(差別的取扱いの禁止)

第4条 職員は、事務又は事業（以下「事務事業」という。）を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 職員は、事務事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障

壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前条及び前項の規定を順守するため、別表に定める事項について十分に留意するものとする。

（監督者の責務）

第6条 職員のうち課長相当職以上の職にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項について、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消について、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者から不利益な取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、速やかに状況を確認すること。

(3) 前号の規定による相談等に係る事実があることを確認した場合は、監督する職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第7条 職員は、障害者に対し不当な差別的取り扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供を怠った場合において、当該行為等の態様、状況等が筑西市職員の懲戒処分等の基準（平成28年訓令第3号）別表に掲げる非違行為に該当すると市長が認める場合は、懲戒処分の対象となるものとする。

（相談体制の整備）

第8条 市長は、職員による障害を理由とする差別について、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）からの相談に的確に対応するため、障害福祉主管課に相談窓口を置く。

2 市長は、前項の相談を受ける場合は、相談を行う者の性別、年齢、状態等に配慮し、対面によるほか電話、ファックス、電子メールその他障害者が他者とコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段（以下「意思確認手段」という。）を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 市長は、第1項の相談窓口にあった相談について、相談を行った者の個人情報その他プライバシーに係る事項の保護に十分に留意したうえ、関係各機関で情報共有を図り、以後の相談におい

て活用するものとする。

4 市長は、第1項の相談窓口について、必要に応じて機能等の見直しその他改善を図る施策を講じ、その充実に努めるものとする。

(研修、啓発等)

第9条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底並びに障害に対する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。